

越前町告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の大字及び字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る大字及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による越前町織田西山地区において実施された非補助土地改良（区画整理）事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成23年1月17日

越前町長 関 敬 信

次の区域を織田128字以下に編入する。

大字	字	地番
織田	126字 鎌ヶ淵	69、70の一部
	129字 鈴越口	31の一部、32、33、34の一部、35の一部、36の一部
	140字 中真洞 寺野	35の一部
	151字 以下口	2-2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部		

次の区域を織田 1 2 9 字鈴越口に編入する。

大字	字	地番
織田	151 字 以下口	2 - 2 の一部
	149 字 上畔高	24 - 2、25 - 2
下河原	34 字 両山	11 - 5、11 - 6
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部		

次の区域を織田 1 3 9 字下真洞寺野に編入する。

大字	字	地番
織田	138 字 下長谷	9 - 2、10 - 2、11 - 3、11 - 4、12 - 3、12 - 4、 13 - 4、13 - 5、16、17 - 1、19 - 1、20 - 2、 23 - 1
	149 字 上畔高	13 - 3、15 - 1、15 - 4
	130 字 畔高	38 - 2、39 - 2、40 - 3、40 - 4、41 - 4、41 - 5、 44 の一部 45 の一部、46 の一部、49 の一部
	152 字 真洞寺 野	16 - 2 の一部
	140 字 中真洞 寺野	19 - 2 の一部、20 - 1 の一部、21、22 - 1 の 一部、22 - 2 の一部、37 の一部、38 の一部
	128 字 以下	48 の一部、49 の一部
	129 字 鈴越口	34 の一部、37 の一部、39 の一部、40 - 1 の 一部、41 の一部
	141 字 上真洞 寺野	19 - 2 の一部、28 の一部、29 の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部		

次の区域を織田 1 4 0 字中真洞寺野に編入する。

大字	字	地番
織田	139 字 下真洞 寺野	9 の一部
	126 字 鎌ヶ淵	70 の一部
	128 字 以下	42 の一部、45 の一部、49 の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部		

次の区域を織田 1 4 1 字上真洞寺野に編入する。

大字	字	地番
織田	139 字 下真洞 寺野	7 の一部、20 の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部		